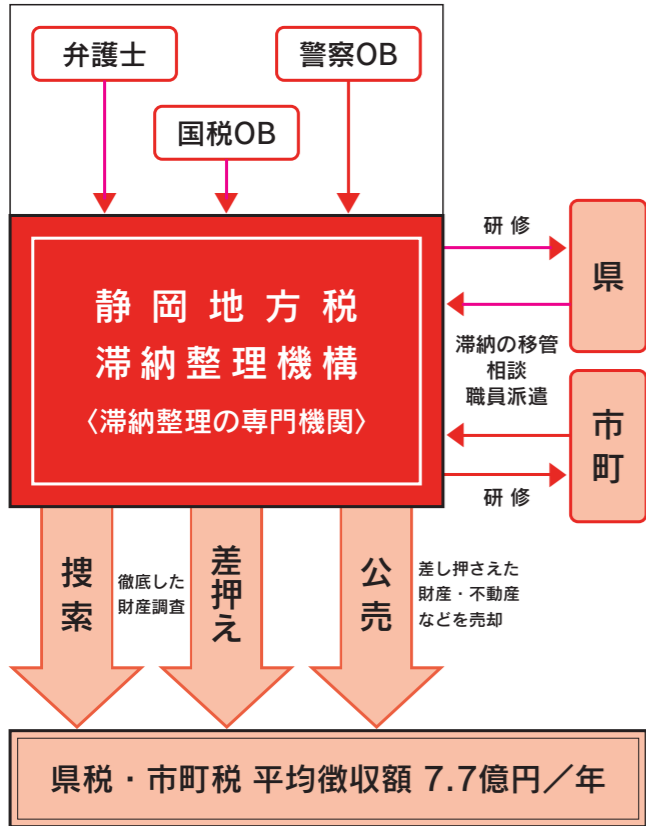


税金（県税・市町税）徴収の専門機関 静岡地方税滞納整理機構 設立から10年が経過しました



静岡地方税滞納整理機構は、平成20年1月に、県と県内全市町が設立した広域連合です。平成20年4月から本格稼働し、10年が経過しました。機構は、県と市町から派遣された職員が、県・市・町から移管された徴収困難な滞納地方税を、差押えや公売といった滞納処分を行うことにより徴収する機関です。また、この他に軽自動車関係税の申告書処理等業務や税に関する研修業務も実施しています。

税における公平性の確保

地方税は、県市町が住民福祉などの増進に向けた、さまざまな施策を実現するための貴重な財源です。税金の負担は公平が原則です。そして、納税は自主納税が原則です。大多数のきちんと納税している人からみれば、滞納は不公平に思うはずで、行政には、厳正・公平な徴税を行うことが求められ、納税者の信頼を得ることは欠かせません。静岡地方税滞納整理機構は、きちんと納税している皆さんの立場に立ち、税における公平性を確保します。

専門家集団による徹底した滞納処分

静岡地方税滞納整理機構は、県市町にとって徴収困難な滞納の移管を受け、搜索や差押え、公売を行っている滞納処分の専門機関です。県市町から機構へ職員が派遣されているほか、さまざまな滞納処分に関する法的な助言などを行うため、顧問として弁護士、国税OB、警察OBなどが置かれています。このような執行体制のもと、特に徴収が困難な滞納に対し、徹底した財産調査、滞納処分を行うと同時に、税務担当職員の実践的な研修や県市町からの徴収に関する問い合わせに対応しています。

徴収事務は「最後の砦」

徴収事務は、地方自治において税の公平性を守るための最後の砦とも言われます。その砦を守るという使命感を持ち、今後も職員一丸となって全力で職務に励んでいきます。



ご注意ください！ 年末年始のごみ収集

12月31日（月）から1月2日（水）は、ごみの収集を行いません。
～ 年末は早めの清掃・ごみ出しをお願いします～

毎年12月31日は、ごみの持ち込みをされる方が多く、エコクリーンセンター東河は大変混雑します。ごみの持ち込みを予定されている方は、早い時期に済ませましょう。ご協力をお願いします。

【年末年始ごみ収集予定表】

	12月	28日（金）	29日（土）	30日（日）	31日（月）
収集	燃やすごみ	収集無し	特別収集 燃やすごみ	収集無し	収集無し
持込 (エコセンター)	8:15～ 16:30	持込不可	8:15～ 16:30	8:15～ 11:00	8:15～ 11:00
1月	1日（火）	2日（水）	3日（木）	4日（金）	
収集	収集無し	収集無し	特別収集 燃やすごみ	燃やすごみ	
持込 (エコセンター)	持込不可	持込不可	8:15～ 16:30	8:15～ 16:30	

問合せ先 ■ごみの収集に関すること 住民福祉課 地域係 ☎95-6203
■ごみの持ち込みに関すること エコクリーンセンター東河 ☎95-7111

20歳の国民年金加入のご案内

日本に住む20歳から60歳未満の全ての方は、国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、年をとった時や病気・けがなど、いざという時の生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。(厚生年金加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている方は、加入手続きは不要です。) 20歳の誕生月の前月に、日本年金機構からお送りする国民年金資格取得届書に必要事項を明記し、役場健康づくり課国民保険係またはお近くの年金事務所に提出してください。

毎月の保険料

国民年金の保険料は、月額16,340円（平成30年度）です。保険料を前払い（前納）すると保険料が割引になります。また、口座振替で前納すると割引率が上がります。

保険料免除・猶予制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

平成31年4月から 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります

平成31年4月1日より出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。申請は、出産予定日の6か月前から提出可能です。
※ただし、提出できるのは平成31年4月からです。

問合せ先 三島年金事務所 ☎055-973-1444
健康づくり課 国民保険係 ☎95-6304